

資料 3

令和 5 年 3 月 3 日
こども未来部保育計画課

江東区保育所条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

辰巳第二保育園の位置を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

辰巳第二保育園の移転に伴い、位置を変更する。
(第 2 条関係)

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

4 新旧対照表

2 ページを参照

江東区保育所条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称 (略) 江東区辰巳第二保育園 東京都江東区辰巳一丁目 <u>10番65</u> <u>-101号</u>	名称 (略) 江東区辰巳第二保育園 東京都江東区辰巳一丁目 <u>2番4号</u>
(略)	(略)
第3条～第10条 (略)	第3条～第10条 (略) 附 則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【案内図】

